

第1章 わが国の開業率について

1. 「事業所・企業統計調査」とは・・・

総務省「事業所・企業統計調査」とは、わが国における全ての事業所及び企業を対象として、事業所及び企業の産業、従業者規模、本所・支所の別、開設時期等の基本的構造を全国及び地域別に調査し、国、都道府県、市区町村における各種行政施策のための基礎資料並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿（母集団資料）を得ることを目的として実施される国の最も基本的な調査である。

出所：2001年（平成13年）「事業所・企業統計調査報告」第1巻 総務省統計局

総務省が実施するこの「事業所・企業統計調査」は、国の統計法に基づく指定統計調査（指定統計2号）として、「事業所統計調査」の名称で1947年（昭和22年）に第1回調査が開始され、1996年（平成8年）の調査から企業の実態把握を充実させたことに伴い、「事業所・企業統計調査」と名称を変更している。

参考：統計法に基づく「指定統計調査」の抜粋

2005年12月現在における指定は、第1号：国政調査（昭和22年指定、総務省）、第2号：事業所・企業統計調査（昭和2年指定、総務省）、第5号：人口動態調査（昭和22年指定、厚生労働省）等の合計57の統計調査が指定されている。主管別では、総務省が14調査、経済産業省が11調査、国土交通省が10調査、厚生労働省が9調査、農林水産省が7調査、文部科学省が4調査、財務省が2調査となっている。

これ以外にも各省庁では、調査目的に応じて「届出調査」と呼ばれる統計調査が実施されており、例えば国税庁「国税庁統計年報書」、厚生労働省「雇用保険事業年報」、法務省「民事・訴訟・人権統計年報」などがある。

調査時期は、1947年に開始され、48年以降は、81年までは3年ごとに行われ、1981年以降については、5年ごとに実施されている。また1996年の調査以降、調査から3年目に当たる中間年となる1999年に初めて簡易調査が実施され、それ以降は2004年に行われた調査も含めて合計で19回実施されている。

本調査の対象については、わが国の事業所のうち、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業、外国公務に属する事業所を除く、すべての事業所が調査の対象となっている。ただし、簡易調査においては、民営の事業所のみが調査の対象となる。ここでいう「事業所」とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備えているものをいう。

経済活動が単一の経営主体の下で一定の場所（一区画）を占めて行われていること。

物の生産や販売、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていること。

例えば、商店、工場、事務所、営業所、銀行、学校、神社・寺院、病院、旅館、学習塾、個人教授所（生け花、茶道など）など、一区画を占めて事業を行っているその場所が事業所である。しかし、個人で自家営業している大工、左官や個人タクシーの運転手

などのように、事業を行う場所が一定していないような場合には、その人の自宅を事業所とみなしている。また、露店、行商、屋台、立売などのように固定的な設備がない場合は、営業場所が定まっているか否かにかかわらず、商品の販売活動などを行うための拠点となっている場所（事務所、自宅など）を事業所とみなしている。なお、当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から派遣されている人のみで事業活動が行われている場合も、調査の対象となっている。

事業所の「開設時期」の調査については、1957年第5回、1967年第9回以降2004年第19回（平成16年6月1日基準）まで毎回調査が実施されている。

調査方法については、甲調査（民営事業所を対象とする全数調査）乙調査（国及び地方公共団体の事業所を対象とする全数調査）と丙調査から構成されている。甲調査（民営事業所を対象）は、総務大臣 都道府県知事 市町村長 統計調査員（指導員） 統計調査員（調査員）の流れにより、調査員が調査票を配布、収集する方法により実施されているものである。

都道府県（知事）の業務・・・都道府県は調査の実施に当たって、調査が円滑に行われるように、市区町村に調査の内容・方法などの調査事務を説明する。また、市区町村から提出された調査票の審査を行い、調査票等を総務省に提出する。

市区町村（長）の業務・・・市区町村は調査に携わる指導員や調査員に対し、調査の方法を説明し、正確な調査が行われるように指導する。また、調査員から提出された調査票等の審査・整理を行い、都道府県に提出する。

指導員の業務・・・指導員は市区町村から調査実施上の指導を受けて、調査員の調査票の配布、収集活動の指導を行う。また、調査員から提出される調査票等の調査関係書類の検査を行い、市区町村に提出する。

調査員の業務・・・調査員は、担当する地域の事業所を訪問して調査票を配布し、記入を依頼するとともに、記入済みの調査票の収集を行う。また、収集した調査票の記入漏れや記入誤りのチェックをし、決められた期日までに指導員または市区町村に提出することとなっている。

乙調査（国及び地方公共団体の事業所を対象）及び丙調査については省略する。

主な調査事項は、下記の項目のようになっている。

【事業所に関する事項】

ア：名称、電話番号、所在地、郵便番号

イ：経営組織

ウ：本所、支所の別

エ：開設時期

オ：従業者数

カ：事業の種類・業態

キ：形態

【会社企業に関する事項】

- ア：本所の名称、電話番号、所在地、郵便番号
- イ：登記上の会社成立の年月
- ウ：資本金額及び外国資本比率
- エ：親会社・子会社・関連会社の有無
- オ：親会社の名称、電話番号、所在地、郵便番号
- カ：支所（支社、支店）の数
- キ：会社全体の常用雇用者数
- ク：会社全体の主な事業の種類
- ケ：平成8年調査以降の会社の合併、分割、名称変更、本所所在地の移転状況
- コ：電子商取引の状況

集計及び結果の公表については、調査されたデータの入力及び事業の種類の種類産業分類格付けは都道府県又は市町村で行い、集計はこの入力データを用いて総務省が行う。また結果の公表は、刊行物又は CD-ROM による結果表の閲覧の方法により総務省が行うこととしている。

2.本報告書における主な用語について

事業所とは・経済活動の場所ごとの単位であって、原則として次の要件を備えているものをいう。経済活動が単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること。物の生産、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていることをいう。

民営とは・・・国及び地方公共団体等の事業所を除く事業所をいう。

個人経営とは・個人が事業を営んでいる場合をいう。法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含めている。

法人とは・・・法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。

会社とは・・・株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社及び外国の会社をいう。ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により日本にその事務所などを登記したものをいう。

開設時期とは・事業所が現在の場所で事業を始めた年をいう。

存続事業所・・・2001年事業所・企業統計調査で把握された事業所で、2004年6月1日にも現存している事業所をいう。

新設事業所・・・2001年事業所・企業統計調査の調査日（2001年10月1日）の翌日以後に開設した事業所のほか、他の場所から移転してきたものを含めた事業所をいう。

廃業事業所・・・2001年事業所・企業統計調査の調査日の翌日以後に廃業した事業所のほか、他の場所に移転したものを含めた事業所をいう。

出所：総務省「事業所・企業統計調査」

創業とは……「事業を新しく始めること」とあり、時間的概念に着目しており、必ずしも事業の新規性に関係がない。

開業とは……「営業を新たに始めること。店開き。営業していること。」とあり、生活のために仕事をすることを意味し、経営するという概念が入っていると考える。

起業とは……「新しく事業を起こすこと」とあり、上記の「創業」とほぼ同義であると考えられる。

出所：広辞苑

また、国では「創業」に関して、「新・中小企業基本法（1999年12月）」では、第13条で「創業の促進」を規定し、「創業」及び「創業者」を以下のように定義している。

「創業」とは、事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること。

事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。

「創業者」とは、（1）上記 に掲げる創業を行おうとする個人であって、1ヶ月以内に当該創業を行う具体的な計画を有するもの。

（2）上記 に掲げる創業を行った個人であって、事業を開始した日以後5年を経過していないもの。

（3）上記 に掲げる創業を行おうとする個人であって、2ヶ月以内に当該創業を行う具体的な計画を有するもの。

（4）上記 に掲げる創業を行ったことにより、設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。

中小企業白書においては、「創業」と「開業」という二つの用語において個人の行為に着目する場合、「創業」を使用し、その集積としての経済現象に着目する場合、「開業」を使用するとしている。

出所：経済産業省・中小企業庁「2002 中小企業白書」P-58

参考

「ベンチャー」とは・・・ここでは特に「ベンチャー」の概念について解説をしておく。

Venture とは・・・「新英和辞典（研究社）」によれば、1．冒険的事業、2．投機的事業（特に、事業で金銭上の危険をかけた行為）、3．冒険（＝adventure）という意味に訳されている。

ベンチャービジネスの言葉の起源

ベンチャービジネス（venture business）とは、「研究開発集約的、またはデザイン開発集約的な能力の発揮型の創造的新規開業企業」と定義したのが最初である。（「ベンチャービジネス 頭脳を売る小さな大企業」清成忠男・中村秀一郎・平尾光司著 日本経済新聞社1971年）

参考：米国では、一般的に「スモールビジネス」と総称され、テクノロジーを重視し、新しいビジネスに挑戦するという意味で、「ニューテクノロジー・カンパニー」「ニューベンチャー」「スモール・ベンチャー」とも呼称されている。

ベンチャー企業とは、早稲田大学の松田修一氏は「成長意欲の強い起業家に率いられたリスクを恐れない若い企業で、製品や商品の独創性、事業の独立性、社会性、さらに国際性をもったなんらかの新規性のある企業」と定義している。

国には、「ベンチャー企業」について法律で統一された定義は存在せず、事業の新規性に着目している。したがって、既存の企業も含まれる。」という考え方と思われる。

1999年12月に公布された新・中小企業基本法の第2条第3項においては、「創造的な事業活動」を、「経営革新又は創業の対象となる事業活動のうち、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用したものをいう。」と定義している。

また、同法14条の柱書きでは「創造的な事業活動の促進」を規定し、「商品の生産若しくは販売又は役務の提供に係る著しい新規性を有する技術に関する研究開発の促進、創造的な事業活動に必要な人材の確保及び資金の株式又は社債その他の手段による調達を円滑にするための制度の整備、その他の必要な施策を講ずる。」としている。

中小企業政策審議会最終答申（1999年9月）では、所謂ベンチャー企業の定義を、「独創的な技術や問題解決型の技術による新たな製品の開発や、消費者ニーズを捉えた新たな業態の開発等を通じ、新たな事業分野を創造する急成長指向企業」としている。

以上のことから本報告書においては、ベンチャー企業を下記のように考える。

ベンチャーとは、「個人又は法人による企業組織体がビジネスプランを有し、小規模（スモール）で大企業の支配を受けない未公開・未上場企業、成長・発展志向のカルチャーを有する企業、独自のニューコンセプトを有する（提供する商品・サービスに新規性、独創性、競争優位性、拡張性、市場性、収益性等）将来の株式公開・上場を目指して新たなビジネスを展開しようとする企業である。」といえよう。

3. 凡例

本報告書においては、下記の凡例により統計調査のデータを活用している。

中小企業基本法において「中小企業」とは、概ね資本金3億円以下又は常時雇用する従業員300人以下の会社及び従業員300人以下の個人企業を指す。ただし、卸売業の場合は、資本金1億円以下又は従業員100人以下、小売業の場合は、資本金5,000万円以下又は従業員50人以下、サービス業の場合は、資本金5,000万円以下又は従業員100人以下のものとしている。

また「小規模企業」とは、従業員20人以下の企業を指す。ただし、商業及びサービス業については、従業員5人以下のものとしている。

なお、本書では、中小企業基本法の表記に基づき、原則として「従業員」の用語を用いるが、統計によっては「従業者」と表記されている場合があるため、その際には「従業者」と記すこととする。

本報告書の中で、事業所単位で集計を行っている統計等を用いた分析については、事業所を企業とみなしている場合がある。この場合、「中小企業」とは、事業所ごとの従業員数が上記基準を満たすものを指す。したがって、大企業に属する事業所であっても、中小企業としてとらえられている可能性がある。

総務省「事業所・企業統計調査」については、事業所単位及び企業単位双方で集計されている。本報告書において、本統計を利用した企業ベースの分析には、個人事業主（個人企業）も含む。ただし、個人企業については、名寄せができないため、「本所・本店」のみの従業者数により企業規模の判定を行っている。したがって、例えば製造業に属し、従業者数が本所100人、支所300人である個人企業は、中小企業と判定される。

本統計を使用する場合、特に断らない限り、「中小企業」とは従業者数が300人未満の企業を指す。ただし、卸売業及びサービス業については従業者数100人未満、小売業については50人未満の企業を指す。

4. 事業所・企業統計調査の調査事項の変遷（昭和22年～平成16年調査）

	第1回 昭和22年（1947）	第2回 昭和23年（1948）	第3回 昭和26年（1951）	第4回 昭和29年（1954）
対象			(甲調査)民・公営 (乙調査)法人 (丙調査)国営	(甲調査)民・公営 (乙調査)サービス業 (丙調査)国営及び公社
調査事項	1 事業所の名称 2 事業所の所在地 3 事業の種類 4 従業者数 5 経営組織 6 本所・支所の別 7 資本金又は出資金 8 活動状況(操業・休業・閉鎖の別) 9 給与額(1か月間)	1 事業所の名称 2 事業所の所在地 3 事業の種類 4 常雇の従業者 (1か月間) ア 人員 イ 給与額 ウ 労働日数 エ 労働時間 5 操業日数 (1か月間) 6 臨時・日雇従業者 の労働日数 7 本所・支所の別	<p style="text-align: center;">甲調査</p> 1 事業所の名称 2 事業所の所在地 3 事業の種類 4 従業者数 5 経営組織 6 本所・支所の別	<p style="text-align: center;">甲調査</p> 1 事業所の名称 2 事業所の所在地 3 事業の種類 4 従業者数 5 経営組織 6 本所・支所の別 7 会社本社の資本金
			<p style="text-align: center;">乙調査</p> 1～6は甲調査と共通 7 操業・休業の別 8 財務関係(本所) 決算日、資本金、 積立金、負債、 資産、売上高、 資産再評価額、 役員数	<p style="text-align: center;">乙調査</p> 1～6は甲調査と共通 7 常雇数及び給与額 (1か月間) 8 事業収入 (1か年間)
			<p style="text-align: center;">丙調査</p> 1 事業所の名称 2 事業所の所在地 3 事業の種類 4 従業者数	<p style="text-align: center;">丙調査</p> 1 事業所の名称 2 事業所の所在地 3 事業の種類 4 従業者数

	第 9 回 昭和44年(1969)	第 10 回 昭和47年(1972)	第 11 回 昭和50年(1975)	第 12 回 昭和53年(1978)
対象	(甲調査)民営 (乙調査)サービス業 (丙調査)国営、公共 企業体及び公営	(甲調査)民営 (乙調査)サービス業 (丙調査)国、公共企業 体及び地方公共団体	(甲調査)民営 (乙調査)サービス業 (丙調査)国、公共企業 体及び地方公共団体	(甲調査)民営 (乙調査)サービス業 (丙調査)国、公共企業 体及び地方公共団体
調査 事項	甲調査	甲調査	甲調査	甲調査 (マークシート)
	1 事業所の名称 2 事業所の所在地 3 事業の種類 (業態を含む) 4 従業員数 5 経営組織 6 本所・支所の別 7 開設時期 8 事業所の形態	1 事業所の名称 2 事業所の所在地 3 事業の種類 (業態を含む) 4 従業員数 5 経営組織 6 本所・支所の別 7 開設時期 8 事業所の形態	1 事業所の名称 2 事業所の所在地 3 事業の種類 (業態を含む) 4 従業員数 5 経営組織 6 本所・支所の別 7 開設時期 8 事業所の形態	1 事業所の名称 2 事業所の所在地 3 事業の種類(主・従) 4 業 態 5 従業員数 6 経営組織 7 本所・支所の別 8 開設時期 9 事業所の形態 10 事業所の所在する 場所
	9 会社の場合 ①資本金 ②会社の常雇数 ③事業の種類 ④本所の名称・所在地	9 会社の場合 ①資本金 ②支所の数 ③事業の種類 ④本所の名称・所在地	9 会社について ①資本金 ②支所の数 ③常雇数 ④事業の種類 ⑤本所の名称・所在地	11 会社について ①資本金 ②支所の数 ③常雇数 ④事業の種類
	乙調査	乙調査	乙調査	乙調査
	1～5は甲調査と共通 6 常雇数及び給与額 (1か月間) 7 売上高(1か年間)	1～2は甲調査と共通 3 常雇数及び給与額 (1か月間) 4 売上高(1か年間)	1 事業所の名称 2 常雇数及び給与額 (1か月間) 3 売上高(1か年間)	1 事業所の名称 2 事業所の面積 3 給与額(1か月間) 4 売上高(1か年間)
	丙調査	丙調査	丙調査	丙調査
1 事業所の名称 2 事業所の所在地 3 事業の種類 4 従業員数	1 事業所の名称 2 事業所の所在地 3 事業の種類 4 職員数	1 事業所の名称 2 事業所の所在地 3 事業の種類 4 職員数	1 事業所の名称 2 事業所の所在地 3 事業の種類 4 職員数	

	第 13 回 昭和56年(1981)	第 14 回 昭和61年(1986)	第 15 回 平成3年(1991)	第 16 回 平成8年(1996)
対象	(甲調査)民営 (乙調査)サービス業 (丙調査)国、公共企業 体及び地方公共団体	(甲調査)民営 (乙調査)サービス業 (丙調査)国、日本国有 鉄道及び地方公共団体	(甲調査)民営 (丙調査)国及び地方 公共団体	(甲調査)民営 (乙調査)国及び地方 公共団体
調査 事項	甲調査	甲調査	甲調査	甲調査
	1 事業所の名称 2 事業所の所在地 3 事業の種類・業態 4 従業者数 5 経営組織 6 本所・支所の別 7 開設時期 8 事業所の形態 9 会社について ①資本金 ②支所の数 ③常雇数 ④事業の種類 ⑤本所の所在地	1 事業所の名称及び 電話番号 2 事業所の所在地 3 経営組織 4 本所・支所の別 5 開設時期 6 事業の種類・業態 7 従業者数(男女) 8 事業所の形態 9 会社について ①資本金 ②常雇数 ③事業の種類 ④支所の数 ⑤本所の名称及び 電話番号 ⑥本所の所在地	1 事業所の名称及び 電話番号 2 事業所の所在地 3 本所・支所の別 4 経営組織 5 開設時期 6 従業者数(男女) 7 事業の種類・業態 8 事業所の形態 9 会社について ①資本金 ②常雇数 ③事業の種類 ④支所の数 ⑤本所の所在地	(事業所に關する事項) 1 事業所の名称及び 電話番号 2 事業所の所在地 3 経営組織 4 本所・支所の別 5 開設時期 6 従業者数(男女) 7 事業の種類・業態 8 事業所の形態 (企業に關する事項) 9 資本金及び 外国資本比率 10 親会社・子会社・ 関連会社の有無 11 支所の数 12 全体の常用 雇員数 13 主な事業の種類 14 本所の名称及び 電話番号 15 本所の所在地
	乙調査	乙調査		
	1 事業所の名称 2 給与額(1か月間) 3 売上高(1か年間)	1 事業所の名称 2 給与額(1か月間) 3 売上高(1か年間)		
	丙調査	丙調査	丙調査	乙調査
	1 事業所の名称及び 電話番号 2 事業所の所在地 3 職員数 4 事業所の事業の種類	1 事業所の名称及び 電話番号 2 事業所の所在地 3 職員数 4 事業所の事業の種類	1 事業所の名称及び 電話番号 2 事業所の所在地 3 職員数 4 事業所の事業の種類	1 事業所の名称及び 電話番号 2 事業所の所在地 3 職員数 4 事業所の事業の種類

	第 17 回 平成11年（1999）	第 18 回 平成13年（2001）	第 19 回 平成16年（2004）
対 象	（甲調査）民営	（甲調査）民営 （乙調査）国，地方公共 団体及び独立行政法人	（甲調査）民営
調 査 事 項	甲調査	甲調査	甲調査
	1 事業所の名称及び 電話番号 2 事業所の所在地 3 経営組織 4 従業者数 5 本所・支所の別 6 事業の種類 7 会社について ①資本金又は出資金額 ②会社全体の 常用雇用者数 ③会社全体の主な 事業の種類	（事業所に関する事項） 1 事業所の名称及び 電話番号 2 事業所の所在地 3 経営組織 4 本所・支所の別 5 開設時期 6 従業者数（男女） 7 事業の種類・業態 8 事業所の形態 （企業に関する事項） 9 本所の名称・所在地 10 登記上の会社成立 の年月 11 資本金及び 外国資本比率 12 親会社・子会社等 の有無 13 親会社の名称 ・所在地 14 平成8年10月2日 以降の会社の合併 ・分割等の状況 15 電子商取引の状況 16 支所の数 17 全体の常用雇用者数 18 主な事業の種類	1 事業所の名称及び 電話番号 2 事業所の所在地 3 経営組織 4 本所・支所の別 5 事業所の開設時期 6 従業者数 7 事業の種類 8 会社について ①資本金額 ②会社全体の 常用雇用者数 ③会社全体の主な 事業の種類
	乙調査	1 事業所の名称及び 電話番号 2 事業所の所在地 3 職員数 4 事業所の事業の種類	

主な改正点

第4回調査（昭和29年）

個人サービス業を対象とした調査が「乙調査」として開始され、一部の事業所について給与支給額と事業収入が調査されている。

第6回調査（昭和35年）

会社について、有形固定資産を調査項目に加えている（第8回調査まで）。

第10回調査（昭和47年）

国や地方公共団体の非現業部門である「公務」が調査対象に加えられている。

第13回調査（昭和56年）

調査結果の早期利用を図るため、集計を中央で行う方式から地方で行う地方分査方式に変更し、各都道府県で調査票の内容を収録した磁気テープを作成して、統計局に集め、最終的な集計を行っている。

第14回調査（昭和61年）

前回までは、3年周期で調査が実施されてきたが、この回から5年周期の調査となり、また、個人サービス業を対象とした「乙調査」は、この回をもって廃止され、代わって、サービス業事業所を対象とした「サービス業基本調査」が平成元年に開始された。

第15回調査（平成3年）

商業統計調査と同一年の実施となり、記入者の記入負担等を軽減するために調査対象の重複を排除して、商業事業所用の調査票と商業以外の事業所用の調査票を配り分けることにより、同時に実施としている。

第16回調査（平成8年）

企業の国内外における活動の多角化に対応するため、「外国資本比率」や「関連会社の有無」といった調査項目を加え、企業に係る調査項目を充実して、調査の名称も事業所統計調査から事業所・企業統計調査と改めている。

第17回調査（平成11年、簡易調査）

1996年の「事業所・企業統計調査」以降、5年ごとの調査の中間年（3年目）に簡易調査を初めて実施し、この簡易調査は民営の事業所のみを対象としている。また、平成3年調査と同様、「商業統計調査」と同一年の実施となったことから、商業統計調査と合わせて、二つの調査を一元化した一枚の調査票で同時実施している。

第18回調査（平成13年）

企業活動の多角化、企業再編の活発化等を踏まえ、我が国における企業グループの構造、企業の合併・分割の状況等の実態把握に資するため、従来の企業関連の調査事項のほかに「登記上の会社成立の年月」、「親会社の名称・所在地」、「関係会社（出資元）の有無」及び「1996年10月2日以降の会社の合併・分割等の状況」の調査事項を追加するとともに、さらに、企業活動における情報化の進展（IT化の進展）等を踏まえ、電子商取引の実態をとらえるため、「電子商取引の状況」の調査事項を追加している。

第19回調査（平成16年、簡易調査）

1999年調査の実績を踏まえ、更なる記入者の記入負担等を軽減することを目的として、「事業所・企業統計調査」に「商業統計調査」及び「サービス業基本調査」も加えて、三つの調査を一元化した1枚の調査票によって同時実施している。

5. わが国の事業所数等の動向

わが国産業における事業所数は、1944年（昭和22年）に開始された「事業所・企業統計調査（総務省）」以降、経済の進展とともに順調に増加して1991年（平成3年）の約668万事業所でピークを迎える。一方、それ以降の事業所数は一転して減少に転じ、平成16年現在において事業を行っていた事業所数（民間、非一次産業、公務を除く）は、約611万事業所にも減少し、それら全事業所数に占める中小事業所の割合は約607万事業所（99.2%）、残りの4.7万事業所（0.8%）が大事業所となっている。

また611万事業所について企業数ベースでみると、概ね8割の490万社となっている。そのうち株式会社、有限会社等の法人企業数は153万社となっている。

1) 産業別事業所数の推移

わが国の事業所数の推移について見てみる。図表1-1及び図表1-2は、現在の総務省が1947年に開始した「事業所・企業統計調査」について1957年から2004年の約50年間における産業別事業所・企業数の推移（民間、非一次産業）を示したものである。

いわゆる1960年代後半の高度成長期に事業所数についてみると、日本標準産業分類の大分類によれば、鉱業及び電気・ガス等の2業種を除き全業種で高い水準に伸びている。しかし、その後の1990年代半ばに入って事業所数のピークを迎え、その後は一転して製造業、卸・小売業で大幅な減少を契機として、他の産業でも事業所数の減少がみられる。

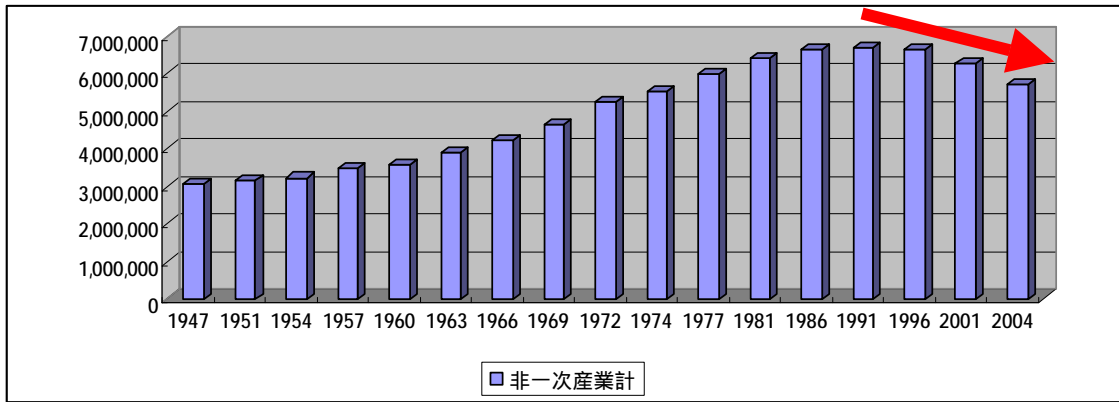
図表1-1 事業所数の推移（民間、非一次産業）- 実数

西暦	非一次産業計
1947	3,073,191
1951	3,129,946
1954	3,221,623
1957	3,460,545
1960	3,561,695
1963	3,900,178
1966	4,230,738
1969	4,650,495
1972	5,243,513
1974	5,524,476
1977	5,989,964
1981	6,416,331
1986	6,641,481
1991	6,687,182
1996	6,650,253
2001	6,283,116
2004	5,708,257

公務を除く

出所：総務省「事業所・企業統計調査」

図表 1 - 2 事業所数の推移（ 民営、非一次産業 ） - グラフ



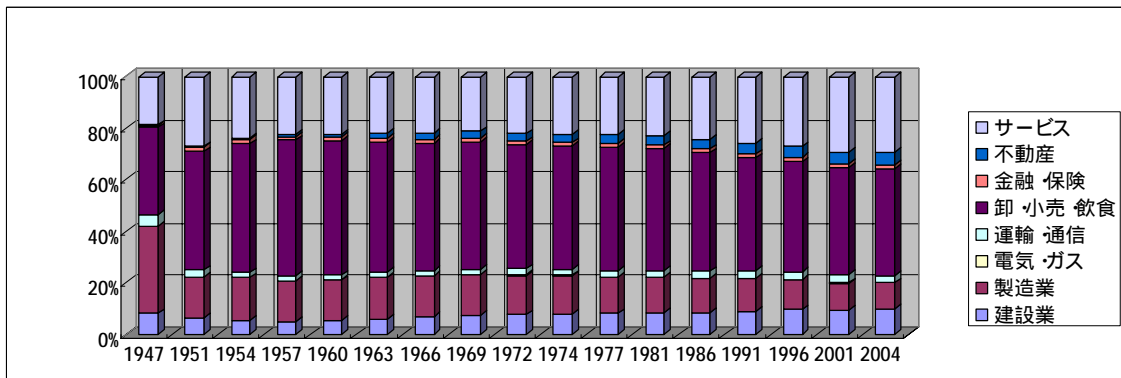
公務を除く

図表 1 - 3 事業所数の推移（ 産業業種別・大分類 ） - 実数

	建設業	製造業	電気・ガス	運輸・通信	卸・小売・飲食	金融・保険	不動産	サービス
1947	255,923	1,029,794	7,869	126,860	1,039,859	25,111	5,886	570,320
1951	204,589	494,591	2,765	80,045	1,434,254	55,011	8,121	842,943
1954	184,283	527,216	624	60,098	1,604,403	56,891	15,039	764,770
1957	176,003	544,417	6,488	66,774	1,806,272	50,530	23,169	776,735
1960	195,661	552,845	7,658	66,590	1,849,151	51,301	38,481	790,134
1963	240,599	619,403	8,182	76,231	1,961,685	54,788	80,215	848,803
1966	291,652	668,226	8,260	83,781	2,085,200	57,565	108,051	917,933
1969	345,828	737,841	7,799	84,221	2,296,100	58,355	127,329	983,667
1972	410,977	793,589	12,374	121,721	2,519,261	62,175	154,687	1,160,317
1974	447,772	813,812	11,653	131,665	2,635,991	66,617	177,327	1,232,352
1977	495,603	844,311	11,088	141,966	2,866,173	75,660	214,089	1,335,228
1981	550,798	872,571	10,914	160,623	3,028,150	84,136	238,358	1,463,788
1986	576,417	874,587	10,148	168,724	3,048,247	95,075	257,862	1,604,408
1991	602,587	857,016	9,887	182,400	2,923,171	104,630	287,030	1,715,174
1996	647,360	771,906	10,168	189,645	2,831,334	108,198	292,358	1,794,763
2001	606,944	651,111	10,378	191,305	2,602,174	100,239	290,339	1,826,856
2004	564,352	583,741	3,073	155,171	2,363,815	85,573	280,208	1,669,037

資料：総務省「事業所・企業統計調査」

図表 1 - 4 事業所数の推移（ 産業業種別・大分類 ） - グラフ



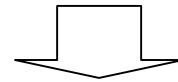
注：平成 14 年度改正の新産業分類の「中分類 4 1 2 音声情報製作業」は旧産業分類の細分類「3 4 9 6 情報記録物製造」と「8 6 9 9 他に分類されないその他の事業サービス業」の一部を統合。本来であれば、旧産業分類に修正する場合は、前者が製造業に含

まれ、後者がサービス業に分類される。上記以外のものについては、日本標準産業分類（総務省）に基づき組み換えを行った。

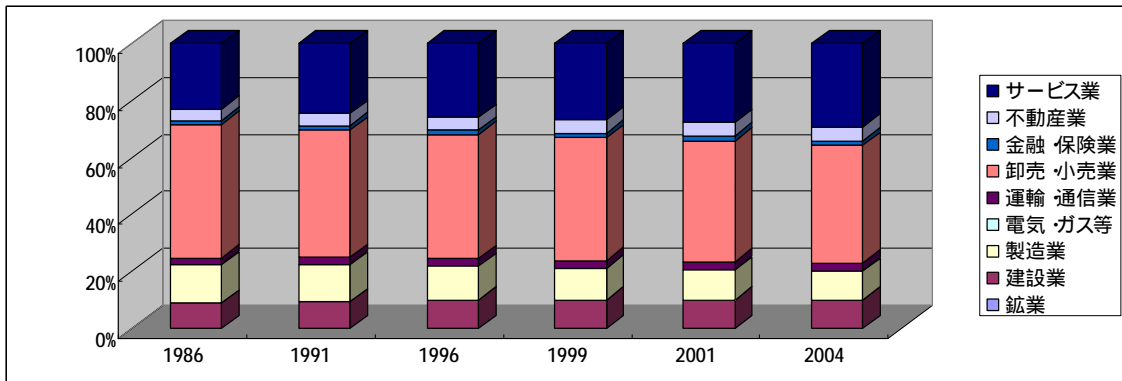
図表 1 - 5 事業所数の推移（産業別・大分類、バブル期以降をフォーカス） - 実数

西暦	1969	1972	1975	1978	1981	1986	1991	1996	1999	2001	2004
鉱業	9,355	8,376	7,239	6,817	6,969	6,003	5,281	4,515	4,160	3,764	3,287
建設業	345,828	410,203	447,036	495,345	550,409	576,279	602,580	647,356	612,150	606,943	564,352
製造業	737,841	793,383	813,633	841,132	872,298	874,471	856,896	771,791	689,194	650,950	583,741
電気・ガス等	7,799	6,378	5,683	5,035	4,721	3,961	3,683	3,801	3,609	3,470	3,073
運輸・通信業	84,221	95,198	105,133	115,096	133,109	144,350	161,186	168,227	166,251	169,553	155,171
卸売・小売業	2,296,100	2,517,410	2,633,692	2,865,596	3,025,369	3,045,764	2,920,535	2,828,597	2,666,732	2,599,177	2,363,815
金融・保険業	58,355	61,834	66,260	75,261	83,638	94,631	104,246	107,831	101,731	99,969	85,573
不動産業	127,329	153,988	176,588	213,331	237,540	256,868	286,263	291,255	285,341	289,062	280,208
サービス業	983,667	1,066,954	1,134,036	1,231,708	1,354,558	1,492,014	1,601,071	1,679,551	1,655,661	1,696,173	1,669,037

資料：総務省「事業所・企業統計調査」



図表 1 - 6 事業所数の推移（産業別構成比、バブル期以降をフォーカス） - グラフ



2) 開業率の推移と分析

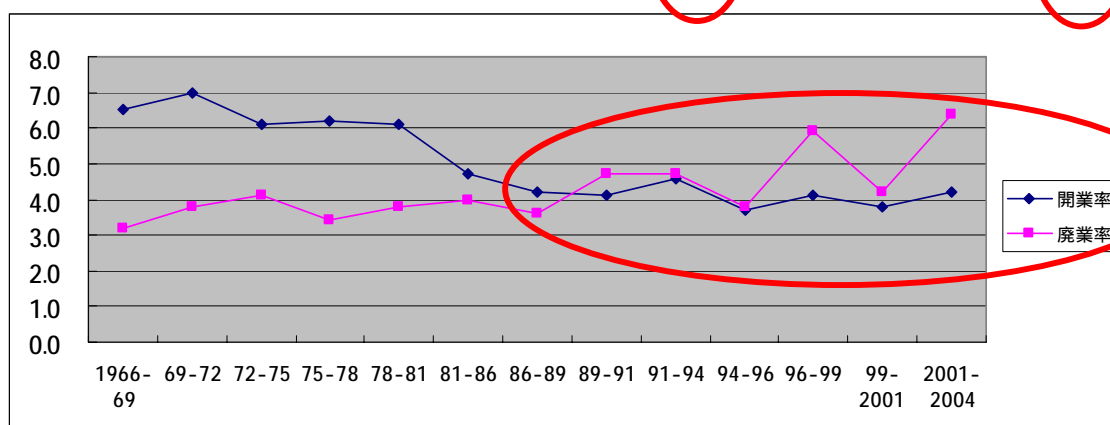
「事業所・企業統計調査」の事業所数の長期的推移及び産業別、業種別推移の分析結果について、検討をおこなったところである。次にわが国全体の開業率の長期的動向について分析してみる。それによると、1960年代以降80年代前半くらいまではわが国の開業率は高い水準を保っていたことが読み取れる。

しかしながら、80後半以降は徐々に開業率は低下傾向が見られ、ついには1989年91年以降、開業率は廃業率を下回る水準の「逆転現象」が生じ、それ以降もこの傾向に変化は見られない状況にある。この点について、最新の2004年「事業所・企業統計調査（総務省：2005年10月確報を公表）」によれば、2001-04年における開業率については4.2%（0.4%増加幅）の微増であり、横ばい傾向の推移を示している（図表1-16）。

一方、廃業率の上昇傾向は顕著であり、1990年代後半以降については、最新の2001-04年「事業所・企業統計調査」の比較では、本調査開始以来、過去最大の廃業率6.4%（2.2%の増加幅）の上昇となっていることである。また、今回の調査においても開業率が廃業率を下回る水準傾向になっていることが重要な問題でもある。

図表1-16 事業所数による開・廃業率の推移（非一次産業、年平均） - 実数・グラフ

	1966-69	69-72	72-75	75-78	78-81	81-86	86-89	89-91	91-94	94-96	96-99	99-2001	2001-2004
開業率	6.5	7.0	6.1	6.2	6.1	4.7	4.2	4.1	4.6	3.7	4.1	3.8	4.2
廃業率	3.2	3.8	4.1	3.4	3.8	4.0	3.6	4.7	4.7	3.8	5.9	4.2	6.4



資料：中小企業白書 2002 及び総務省「事業所・企業統計調査」の再編加工による

参考：中小企業の倒産件数はこれまで1万5千件程度の推移であったが、2001年の倒産件数は19,164件（そのうち中小企業の割合が98.2%）と過去最高を記録している。その後は02年19,087件、03年16,255件、04年13,679件へと推移していることも少なからず、影響しているものと思われる。

出所：(株)東京商工リサーチ平成16年「全国企業倒産白書」

3) 都道府県別事業所数の推移

次に、わが国における近年の事業所数の推移について、都道府県別毎の地域別に分析してみる。1991年（平成3年）調査と2001年調査（平成13年）との10年間比較及び、1991年（平成3年）調査と2004年調査（平成16年事業所・企業統計調査、総務省：

2005年10月確報)の13年間比較では、次のような変化が見られる(図表1-7~1-10を参照)。

まず、1991年調査と2001年調査の10年間における事業所数の増加率比較を地域別に見ると、47都道府県の平均増減率(6.46%)の状況の中で、唯一沖縄県だけが0.47%の増加傾向を示し、それ以外の46都道府県において事業所数の減少傾向が見られる。

また1991年調査と2004年調査の比較では、47都道府県の平均増減率(12.71%)であり、今度は全都道府県において事業所数の減少傾向が見られる。中でも減少率の大きい都道府県別では、大阪府(19.81%)がトップ、次いで京都府(18.44%)、高知県(18.44%)、山口県(16.24%)、徳島県(16.06%)の順となっている。

更には、47都道府県の1991年-04年調査の平均増減率(12.71%)を上回る都道府県の数が22県(1991年-01年調査の平均増減率6.46%を上回る都道府県数は24県)とさほど改善の変化は見られない厳しい状況にあるといえよう。

図表1-7 都道府県別事業所数(民営、非一次産業、事業所ベース)

事業所数	昭和41年	昭和44年	昭和47年	昭和50年	昭和53年	昭和56年	昭和61年	平成3年	平成8年	平成13年	平成16年
	<1966>	<1969>	<1972>	<1975>	<1978>	<1981>	<1986>	<1991>	<1996>	<2001>	<2004>
北海道	176,415	193,103	213,720	225,098	248,368	265,423	272,418	275,021	270,766	253,333	236,205
青森県	50,312	55,653	60,728	64,709	70,393	75,311	75,783	74,033	73,382	70,353	65,910
岩手県	50,892	53,959	57,790	58,760	62,737	67,358	70,077	69,968	70,140	67,749	64,604
宮城県	67,368	74,351	81,027	86,792	94,583	103,460	110,791	113,233	114,618	110,111	103,007
秋田県	50,456	55,557	57,697	59,254	62,842	66,038	66,697	65,637	66,112	61,295	57,318
山形県	57,073	60,003	60,836	62,571	65,508	69,415	70,530	71,153	70,612	67,334	63,915
福島県	78,726	82,165	86,570	90,362	95,395	101,433	107,288	108,813	109,849	104,588	97,976
茨城県	80,514	86,015	93,304	99,117	108,545	120,696	129,074	133,008	136,780	130,030	122,696
栃木県	69,987	75,655	81,957	85,980	91,879	99,695	104,200	105,694	106,304	100,135	93,055
群馬県	74,410	81,326	86,461	89,875	96,801	104,129	110,537	112,768	112,253	105,700	99,973
埼玉県	108,536	129,316	153,839	173,663	197,510	224,279	249,791	264,410	270,776	259,444	238,273
千葉県	97,106	109,725	123,799	135,561	156,170	178,257	194,861	206,081	208,064	199,528	186,277
東京都	510,872	568,051	633,042	672,511	731,264	777,747	785,170	765,350	759,210	710,712	664,276
神奈川県	150,107	177,202	213,309	231,544	259,255	281,225	300,894	316,387	320,068	301,767	284,222
新潟県	113,382	121,294	126,072	132,289	138,287	143,991	145,916	146,319	144,243	135,439	127,410
富山県	55,522	58,802	62,326	63,969	65,675	66,918	67,628	67,002	65,689	61,792	58,376
石川県	54,715	59,843	63,160	66,340	71,559	75,946	78,674	77,855	75,481	69,750	66,065
福井県	42,728	46,368	47,693	49,575	52,208	54,517	55,691	54,774	53,763	50,421	46,681
山梨県	38,954	43,236	45,532	46,322	49,146	52,258	54,773	54,290	53,735	50,540	46,912
長野県	89,790	96,897	100,471	103,481	110,873	118,331	123,230	125,285	127,961	122,790	114,793
岐阜県	85,414	92,164	99,889	103,195	110,083	118,816	124,001	125,618	125,181	117,772	110,391
静岡県	137,215	153,423	167,191	175,318	188,663	200,546	208,989	212,664	213,016	202,607	188,468
愛知県	231,669	253,851	279,205	296,299	324,346	348,271	364,912	374,299	373,813	351,859	328,052
三重県	69,350	73,864	77,757	79,767	83,763	88,616	93,080	94,784	94,604	89,115	82,421
滋賀県	40,404	42,813	46,257	47,658	51,308	55,628	57,566	59,112	61,320	59,095	56,113
京都府	113,343	123,439	135,125	144,115	151,681	160,339	163,081	159,533	152,123	138,155	130,119
大阪府	301,124	352,023	407,098	434,656	482,817	517,486	530,787	533,952	526,077	475,649	428,189
兵庫県	171,825	190,342	213,489	223,726	244,302	259,971	268,639	271,957	257,205	243,627	230,848
奈良県	35,514	38,081	40,865	42,495	46,635	49,861	51,279	52,008	52,313	50,425	47,113
和歌山県	49,508	53,992	56,761	56,822	60,365	64,022	64,407	62,411	60,574	56,264	52,700
鳥取県	24,192	26,042	28,040	29,455	31,169	32,562	33,089	32,806	31,917	29,812	27,908
島根県	38,288	39,952	41,438	42,322	44,171	45,469	46,175	45,324	44,486	42,112	39,009
岡山県	72,840	79,016	81,878	84,118	90,889	94,857	98,465	96,462	95,761	88,456	81,819
広島県	105,622	112,791	119,450	124,253	134,995	144,094	148,682	150,946	150,739	139,813	130,540
山口県	64,834	67,992	69,759	72,240	77,381	81,453	82,733	82,166	79,593	74,150	68,825
徳島県	37,166	39,985	41,279	41,634	43,641	46,615	47,620	47,223	46,141	42,928	39,640
香川県	42,288	46,747	49,734	51,311	53,893	57,471	58,794	59,561	58,587	54,652	50,370
愛媛県	61,952	65,307	67,283	69,583	74,688	78,961	81,927	82,605	80,672	76,577	70,603
高知県	38,678	40,897	42,421	43,344	46,695	49,154	49,598	48,066	46,379	43,757	39,456
福岡県	154,937	171,919	189,073	204,923	222,072	238,523	246,072	249,349	247,174	235,563	223,599
佐賀県	36,558	37,992	39,267	39,615	41,661	43,537	43,852	43,688	44,075	42,626	40,108
長崎県	63,031	65,556	67,678	68,531	72,518	77,079	78,689	73,609	76,316	72,478	68,142
熊本県	68,838	73,796	75,211	75,684	81,399	86,828	88,474	88,365	87,258	82,422	78,609
大分県	49,916	52,799	54,668	56,104	60,776	63,849	64,557	64,423	63,485	61,932	57,773
宮崎県	42,516	45,001	46,882	49,123	55,057	60,610	61,736	61,680	61,202	58,664	55,444
鹿児島県	75,851	82,190	82,634	83,849	88,299	95,315	95,798	91,980	90,063	85,342	80,324
沖縄県	40,498	43,144	44,058	51,387	57,056	62,711	67,316	70,069	73,044	70,398	65,447
合計	4,271,236	4,693,639	5,113,723	5,389,300	5,849,321	6,269,071	6,494,341	6,541,741	6,502,924	6,119,061	5,709,974
伸び率	-	9.89%	8.95%	5.39%	8.54%	7.18%	3.59%	0.73%	-0.59%	-5.90%	-6.69%

注)昭和41年及び44年の沖縄県のみ、公務のみ除いた数値。(民営に、公営、国営、公共企業体を含んだ数値。)

出所：総務省「事業所・企業統計調査

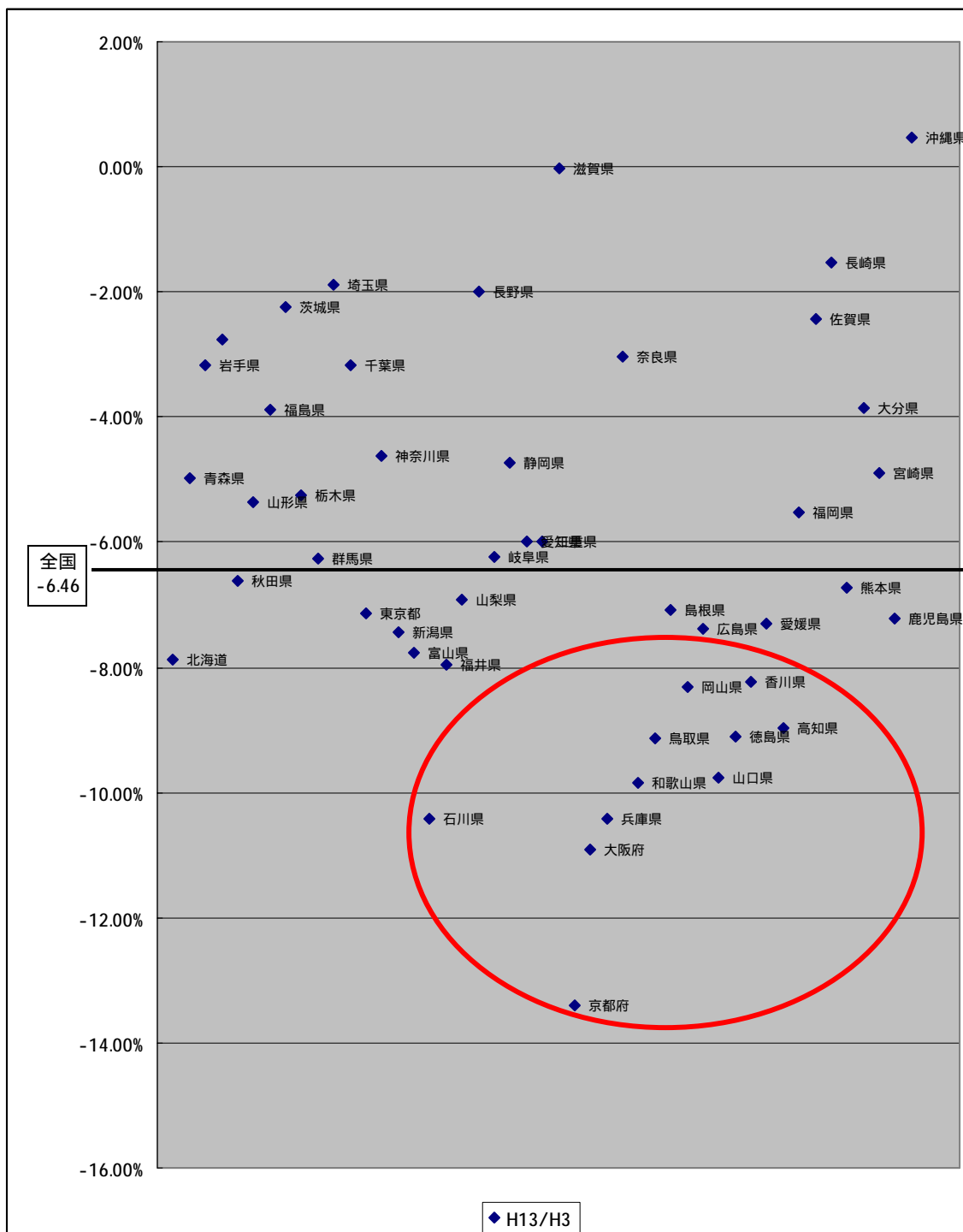
図表 1 - 8 都道府県別事業所数の増減率の推移 - 実数

増減率	S44/41	S47/44	S50/47	S53/50	S56/53	S61/56	H3/S61	H8/H3	H13/H8	H16/H13	H13/H3	H16/H3
北海道	9.46%	10.68%	5.32%	10.34%	6.87%	2.64%	0.96%	-1.55%	-6.44%	-6.76%	-7.89%	-14.11%
青森県	10.62%	9.12%	6.56%	8.78%	6.99%	0.63%	-2.31%	-0.88%	-4.13%	-6.32%	-4.97%	-10.97%
岩手県	6.03%	7.10%	1.68%	6.77%	7.37%	4.04%	-0.16%	0.25%	-3.41%	-4.64%	-3.17%	-7.67%
宮城県	10.37%	8.98%	7.11%	8.98%	9.39%	7.09%	2.20%	1.22%	-3.93%	-6.45%	-2.76%	-9.03%
秋田県	10.11%	3.85%	2.70%	6.06%	5.09%	1.00%	-1.59%	0.72%	-7.29%	-6.49%	-6.62%	-12.67%
山形県	5.13%	1.39%	2.85%	4.69%	5.96%	1.61%	0.88%	-0.76%	-4.64%	-5.08%	-5.37%	-10.17%
福島県	4.37%	5.36%	4.38%	5.57%	6.33%	5.77%	1.42%	0.95%	-4.79%	-6.32%	-3.88%	-9.96%
茨城県	6.83%	8.47%	6.23%	9.51%	11.19%	6.94%	3.05%	2.84%	-4.93%	-5.64%	-2.24%	-7.75%
栃木県	8.10%	8.33%	4.91%	6.86%	8.51%	4.52%	1.43%	0.58%	-5.80%	-7.07%	-5.26%	-11.96%
群馬県	9.29%	6.31%	3.95%	7.71%	7.57%	6.15%	2.02%	-0.46%	-5.84%	-5.42%	-6.27%	-11.35%
埼玉県	19.15%	18.96%	12.89%	13.73%	13.55%	11.38%	5.85%	2.41%	-4.19%	-8.16%	-1.88%	-9.89%
千葉県	13.00%	12.83%	9.50%	15.20%	14.14%	9.31%	5.76%	0.96%	-4.10%	-6.64%	-3.18%	-9.61%
東京都	11.19%	11.44%	6.23%	8.74%	6.36%	0.95%	-2.52%	-0.80%	-6.39%	-6.53%	-7.14%	-13.21%
神奈川県	18.05%	20.38%	8.55%	11.97%	8.47%	6.99%	5.15%	1.16%	-5.72%	-5.81%	-4.62%	-10.17%
新潟県	6.98%	3.94%	4.93%	4.53%	4.12%	1.34%	0.28%	-1.42%	-6.10%	-5.93%	-7.44%	-12.92%
富山県	5.91%	5.99%	2.64%	2.67%	1.89%	1.06%	-0.93%	-1.96%	-5.93%	-5.78%	-7.78%	-12.87%
石川県	9.37%	5.54%	5.03%	7.87%	6.13%	3.59%	-1.04%	-3.05%	-7.59%	-5.28%	-10.41%	-15.14%
福井県	8.52%	2.86%	3.95%	5.31%	4.42%	2.15%	-1.65%	-1.85%	-6.22%	-7.42%	-7.95%	-14.78%
山梨県	10.99%	5.31%	1.74%	6.10%	6.33%	4.81%	-0.88%	-1.02%	-5.95%	-7.18%	-6.91%	-13.59%
長野県	7.92%	3.69%	3.00%	7.14%	6.73%	4.14%	1.67%	2.14%	-4.04%	-6.51%	-1.99%	-8.37%
岐阜県	7.90%	8.38%	3.31%	6.67%	7.93%	4.36%	1.30%	-0.35%	-5.92%	-6.27%	-6.25%	-12.12%
静岡県	11.81%	8.97%	4.86%	7.61%	6.30%	4.21%	1.76%	0.17%	-4.89%	-6.98%	-4.73%	-11.38%
愛知県	9.57%	9.99%	6.12%	9.47%	7.38%	4.78%	2.57%	-0.13%	-5.87%	-6.77%	-6.00%	-12.36%
三重県	6.51%	5.27%	2.58%	5.01%	5.79%	5.04%	1.83%	-0.19%	-5.80%	-7.51%	-5.98%	-13.04%
滋賀県	5.96%	8.04%	3.03%	7.66%	8.42%	3.48%	2.69%	3.74%	-3.63%	-5.05%	-0.03%	-5.07%
京都府	8.91%	9.47%	6.65%	5.25%	5.71%	1.71%	-2.18%	-4.64%	-9.18%	-5.82%	-13.40%	-18.44%
大阪府	16.90%	15.65%	6.77%	11.08%	7.18%	2.57%	0.60%	-1.47%	-9.59%	-9.98%	-10.92%	-19.81%
兵庫県	10.78%	12.16%	4.80%	9.20%	6.41%	3.33%	1.24%	-5.42%	-5.28%	-5.25%	-10.42%	-15.12%
奈良県	7.23%	7.31%	3.99%	9.74%	6.92%	2.84%	1.42%	0.59%	-3.61%	-6.57%	-3.04%	-9.41%
和歌山県	9.06%	5.13%	0.11%	6.24%	6.06%	0.60%	-3.10%	-2.94%	-7.12%	-6.33%	-9.85%	-15.56%
鳥取県	7.65%	7.67%	5.05%	5.82%	4.47%	1.62%	-0.86%	-2.71%	-6.60%	-6.39%	-9.13%	-14.93%
島根県	4.35%	3.72%	2.13%	4.37%	2.94%	1.55%	-1.84%	-1.85%	-5.34%	-7.37%	-7.09%	-13.93%
岡山県	8.48%	3.62%	2.74%	8.05%	4.37%	3.80%	-2.03%	-0.73%	-7.63%	-7.50%	-8.30%	-15.18%
広島県	6.79%	5.90%	4.02%	8.65%	6.74%	3.18%	1.52%	-0.14%	-7.25%	-6.63%	-7.38%	-13.52%
山口県	4.87%	2.60%	3.56%	7.12%	5.26%	1.57%	-0.69%	-3.13%	-6.84%	-7.18%	-9.76%	-16.24%
徳島県	7.58%	3.24%	0.86%	4.82%	6.81%	2.16%	-0.83%	-2.29%	-6.96%	-7.66%	-9.10%	-16.06%
香川県	10.54%	6.39%	3.17%	5.03%	6.64%	2.30%	1.30%	-1.64%	-6.72%	-7.84%	-8.24%	-15.43%
愛媛県	5.42%	3.03%	3.42%	7.34%	5.72%	3.76%	0.83%	-2.34%	-5.08%	-7.80%	-7.30%	-14.53%
高知県	5.74%	3.73%	2.18%	7.73%	5.27%	0.90%	-3.09%	-3.51%	-5.65%	-9.83%	-8.96%	-17.91%
福岡県	10.96%	9.98%	8.38%	8.37%	7.41%	3.16%	1.33%	-0.87%	-4.70%	-5.08%	-5.53%	-18.33%
佐賀県	3.92%	3.36%	0.89%	5.16%	4.50%	0.72%	-0.37%	0.89%	-3.29%	-5.91%	-2.43%	-8.19%
長崎県	4.01%	3.24%	1.26%	5.82%	6.29%	2.09%	-6.46%	3.68%	-5.03%	-5.98%	-1.54%	-7.43%
熊本県	7.20%	1.92%	0.63%	7.55%	6.67%	1.90%	-0.12%	-1.25%	-5.54%	-4.63%	-6.73%	-11.04%
大分県	5.78%	3.54%	2.63%	8.33%	5.06%	1.11%	-0.21%	-1.46%	-2.45%	-6.72%	-3.87%	-10.32%
宮崎県	5.84%	4.18%	4.78%	12.08%	10.09%	1.86%	-0.09%	-0.77%	-4.15%	-5.49%	-4.89%	-10.11%
鹿児島県	8.36%	0.54%	1.47%	5.31%	7.95%	0.51%	-3.99%	-2.08%	-5.24%	-5.88%	-7.22%	-12.67%
沖縄県	6.53%	2.12%	16.63%	11.03%	9.91%	7.34%	4.09%	4.25%	-3.62%	-7.33%	0.47%	-6.60%
合計	9.89%	8.95%	5.39%	8.54%	7.18%	3.59%	0.73%	-0.59%	-5.90%	-6.64%	-6.46%	-12.71%

出所：総務省「事業所・企業統計調査」

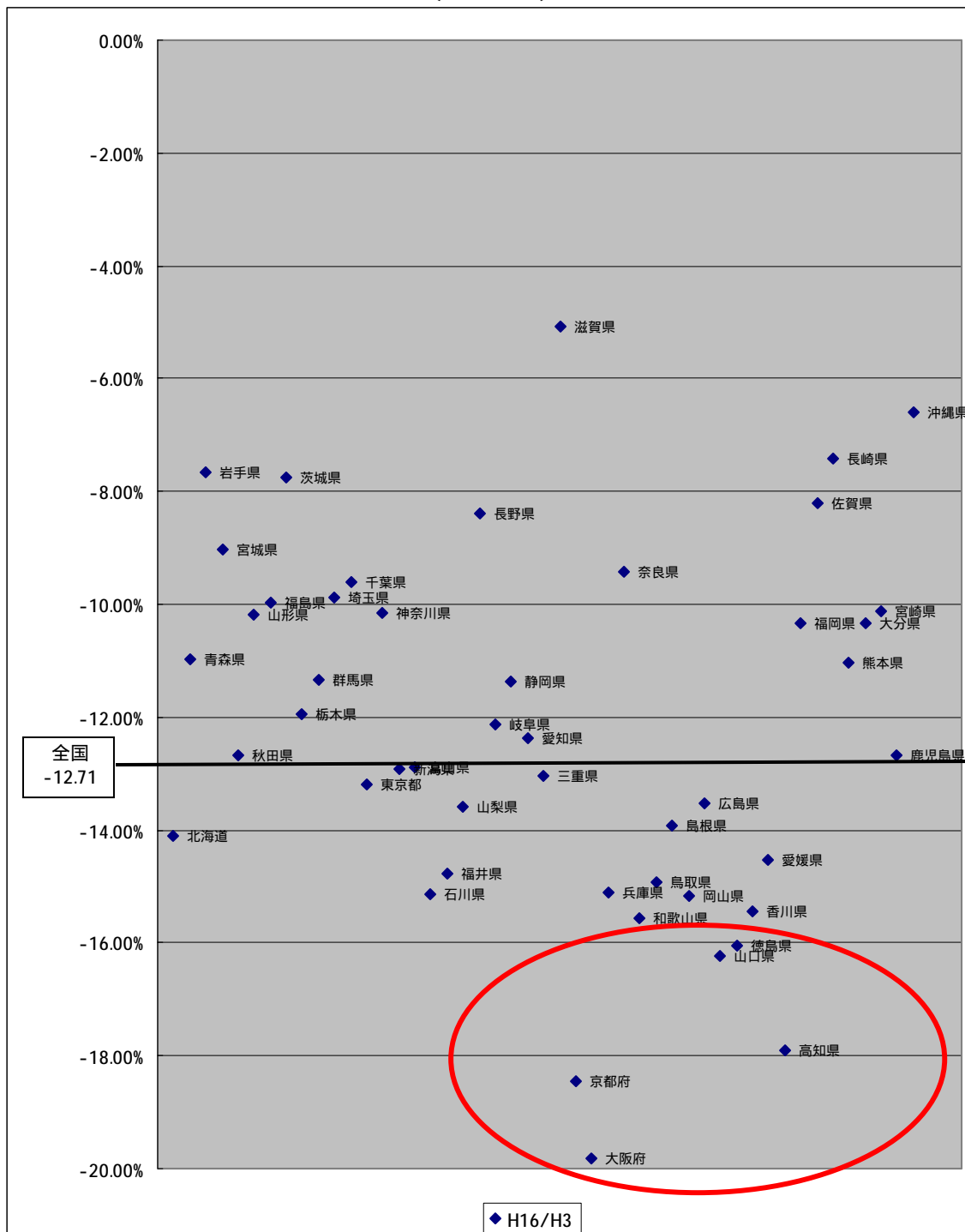
図表 1 - 9 近年の都道府県別事業所数の増減率 - グラフ

【H13 / H3】



図表 1 - 10 近年の都道府県別事業所数の増減率 - グラフ

【H16 / H3】



4) 「平成 16 年事業所・企業統計調査」(確報)の概要

最新の「平成 16 年事業所・企業統計調査」は、2004 年 6 月 1 日現在で「商業統計調査」及び「サービス業基本調査」と調査年が重複するため一元的に同時に実施された。本調査の結果は、2005 年 4 月 27 日に速報集計(概数値)として事業所に関する全国、都道府県、市区町村別の産業分類別の集計結果が公表され、続いて 2005 年 10 月 28 日には、確報集計(確定値)として、事業所に関する集計結果及び企業に関する集計結果が公表された。これによれば、「平成 16 年事業所・企業統計調査」から以下の要点が見て取れる。

1999 年調査に比べ、事業所数が 7.7%、従業者数で 3.2%の大幅な減少。

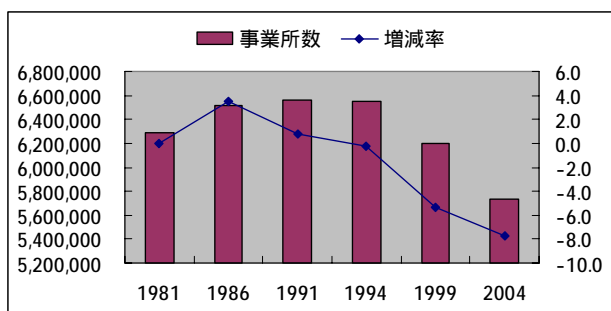
2004 年調査では、総民営事業所数は 592 万事業所であり、事業内容等が不詳の事業所を除くと、実質的な事業所数は、572 万 8 千事業所であり、従業者数は、5206 万 7 千人となっている。これらを 1999 年(5 年前)と比較すると、事業所数は 47 万 5 千事業所の減少(7.7%、年率では 1.6%)である。同様に従業者数は 173 万 9 千人の減少(3.2%、年率では 0.7%)と共に減少している。図表 1 - 11 ~ 図表 1 - 13

これを 1 事業所当たりの従業者数の変化を 1999 年との比較で見ると、事業所数及び従業者数が共に減少したものの、事業所数の減少率が従業者数を上回ったことから、1999 年の 8.7 人から 2004 年は 9.1 人と 0.4 人の増加となっている。またこれらは、1981 年の 7.3 人、1986 年の 7.6 人といったように、1 事業所当たりの従業者数の上昇傾向が現在も継続しており、1 事業所当たりの従業者規模の拡大傾向が窺えると言えよう。

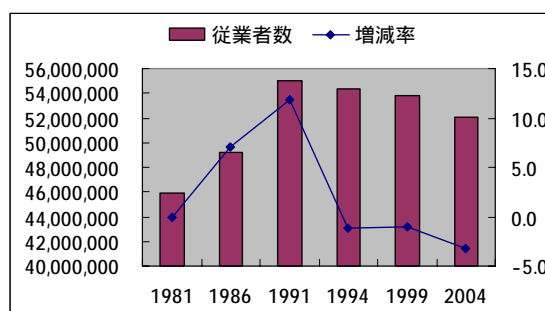
図表 1 - 11 事業所数及び従業者数の推移(昭和 56 年 ~ 平成 16 年)

調査年		事業所数			従業者数			1事業所 当たり 従業者数 (人)
		実数	増減率	年率	実数 (人)	増減率	年率	
昭和56年	1981	6,290,703	-	-	45,961,266	-	-	7.3
昭和61年	1986	6,511,741	3.5	0.7	49,224,514	7.1	1.4	7.6
平成3年	1991	6,559,377	0.8	0.2	55,013,776	11.8	2.3	8.4
平成6年	1994	6,550,245	-0.2	-0.1	54,366,015	-1.2	-0.4	8.3
平成11年	1999	6,203,249	-5.3	-1.0	53,806,580	-1.0	-0.2	8.7
平成16年	2004	5,728,492	-7.7	-1.6	52,067,396	-3.2	-0.7	9.1

図表 1 - 12 事業所数の推移と増減率



図表 1 - 13 従業者数の推移と増減率



事業所の廃業率が依然として新設率を上回る状況であり、減少に歯止めなし。

1999年～2004年の間における1年当たりの新設事業所数は25万9千事業所であり、新設率(年率)は4.2%、1年当たりの廃業事業所数は39万2千事業所で、廃業率(年率)は6.4%となり、1999年と比べ、新設率(年率)は0.1ポイントの上昇、廃業率(年率)は0.5ポイントの上昇である。 図表1-14、図表1-15を参照

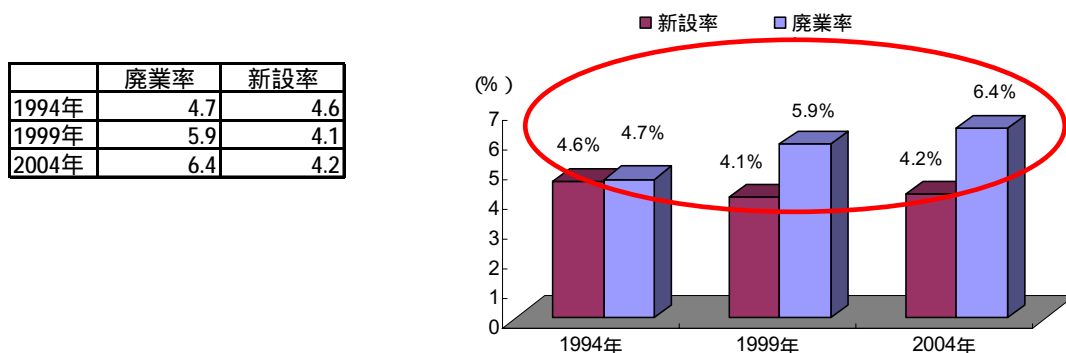
注1：前回調査の調査日の翌日以後に開設した事業所ほか、他の場所から移転してきたものを含めた事業所をいう。

注2：前回調査の調査日の翌日以後に廃業した事業所のほか、他の場所に移転したものを含めた事業所をいう。なおこれらの事業所は、2004年については、2001年10月から32ヶ月、1999年は1996年10月から33ヶ月、1994年は1991年7月から33ヶ月をもとに算出している。

図表1-14 産業大分類別 1年当たりの新設事業所数、廃業事業所数(2004年)

産業大分類	1年当たりの新設事業所数		1年当たりの廃業事業所数	
	実数	構成比(%)	実数	構成比(%)
全産業	259,775	100	392,912	100
農林漁業	639	0.2	893	0.2
鉱業	64	0	204	0.1
建設業	17,814	6.9	33,261	8.5
製造業	14,251	5.5	36,633	9.3
電気・ガス・熱供給・水道業	80	0	195	0
情報通信業	5,907	2.3	7,524	1.9
運輸業	5,819	2.2	8,772	2.2
卸売・小売業	70,675	27.2	122,703	31.2
金融・保険業	5,382	2.1	9,273	2.4
不動産業	10,937	4.2	14,575	3.7
飲食店、宿泊業	52,333	20.1	73,925	18.8
医療、福祉	16,641	6.4	10,676	2.7
教育、学習支援業	10,093	3.9	11,317	2.9
複合サービス事業	952	0.4	2,022	0.5
サービス業(他に分類されないもの)	48,189	18.6	60,939	15.5

図表1-15 事業所の新設率及び廃業率の推移 - 実数・グラフ



産業別では、「情報通信業」、「医療、福祉」の事業所数が大幅に増加。

日本標準産業分類の大分類から産業別に見ると、1999年に比べ事業所数の増加率上位5産業では、第1位が「情報通信業」で16.5%の増加、続いて第2位に「医療、福祉」で14.3%の大幅な増加が見られる。一方、「製造業」では15.4%の減少、「金融・保険業」では13.6%と大幅に減少している。また従業者数については、「医療、福祉」で29.0%の増加、「情報通信業」では12.4%と大幅に増加している。他方、「金融・保険業」では16.3%の減少、「建設業」でも13.9%の減少と大幅となっている。

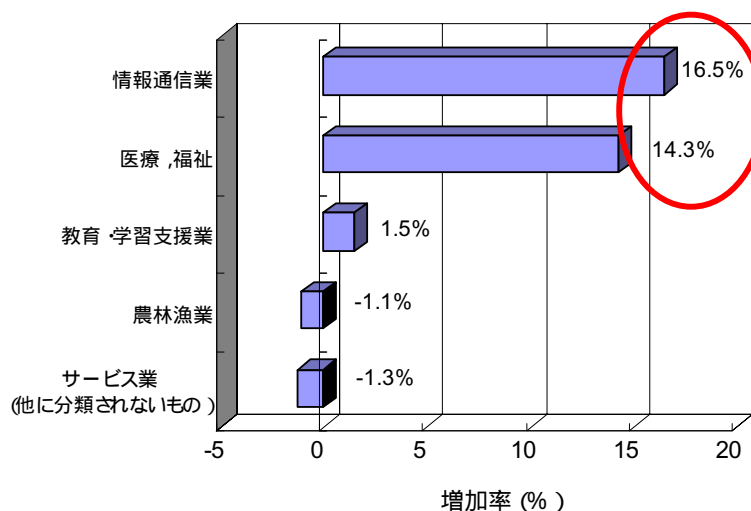
図表1-17から図表1-18を参照

産業別について、さらに日本標準産業分類の小分類で細かく分析すると、事業所数及び従業者数ともに、訪問介護事業などの「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」において、事業所数で157.2%の増加、従業者数では307.9%の増加となっている。また「労働者派遣業」では、事業所数で147.3%の増加、従業者数では209.4%と大幅に増加している。 図表1-19から図表1-22を参照

図表1-17 産業別事業所数の増加率上位5産業(大分類、1999年～2004年)-実数

	事業所数 増加率(%)
情報通信業	16.5
医療、福祉	14.3
教育・学習支援業	1.5
農林漁業	-1.1
サービス業(他に分類されないもの)	-1.3

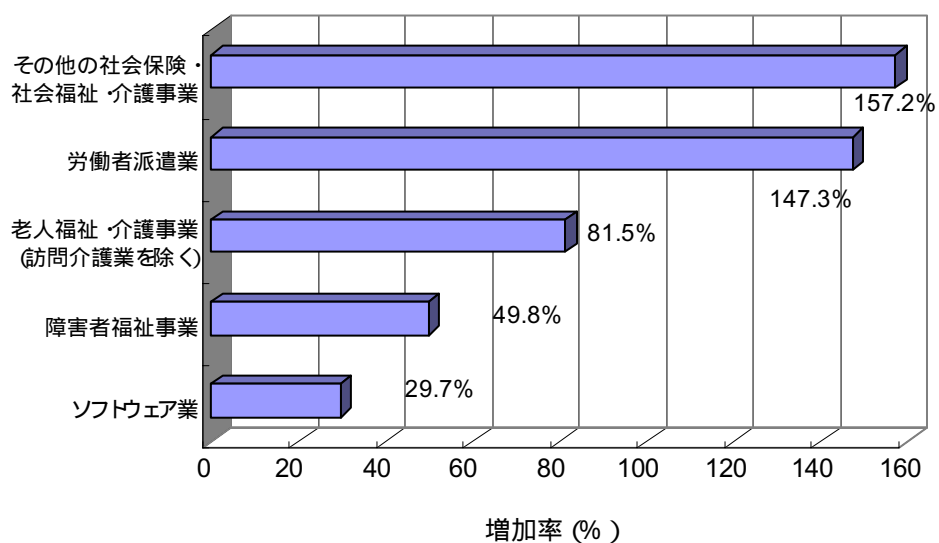
図表1-18 産業別事業所数の増加率上位5産業(大分類、1999年～2004年)-グラフ



図表 1 - 19 産業小分類別事業所数の増加率上位 5産業 (1999年 ~ 2004年) - 実数

	事業所数 増加率 (%)
その他の社会保険・社会福祉・介護事業	157.2
労働者派遣業	147.3
老人福祉・介護事業 (訪問介護業を除く)	81.5
障害者福祉事業	49.8
ソフトウェア業	29.7

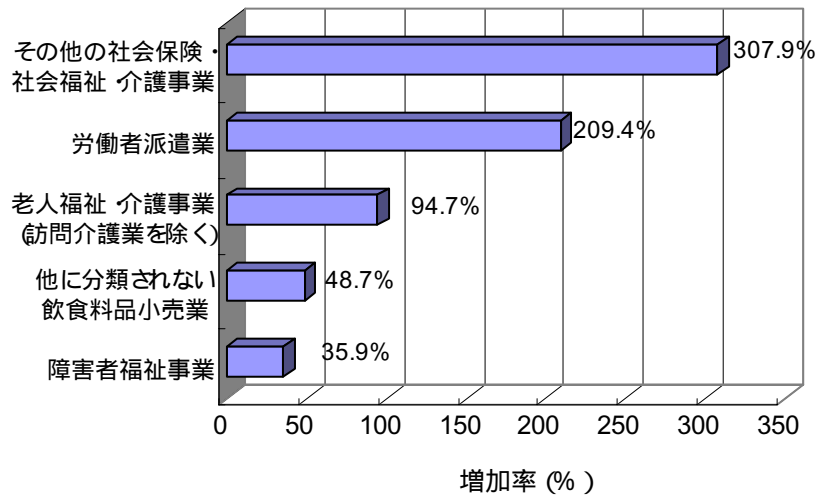
図表 1 - 20 産業小分類別事業所数の増加率上位 5産業 (1999年 ~ 2004年) - グラフ



図表 1 - 21 産業別小分類、従業者数の増加率上位 5産業 (1999年 ~ 2004年) - 実数

	従業者数 増加率 (%)
その他の社会保険・社会福祉・介護事業	307.9
労働者派遣業	209.4
老人福祉・介護事業 (訪問介護業を除く)	94.7
他に分類されない飲食料品小売業	48.7
障害者福祉事業	35.9

図表 1 - 22 産業別小分類、従業者数の増加率上位 5産業 (1999年～2004年) - グラフ



- 2 新設率、廃業率が共に高い「情報通信業」

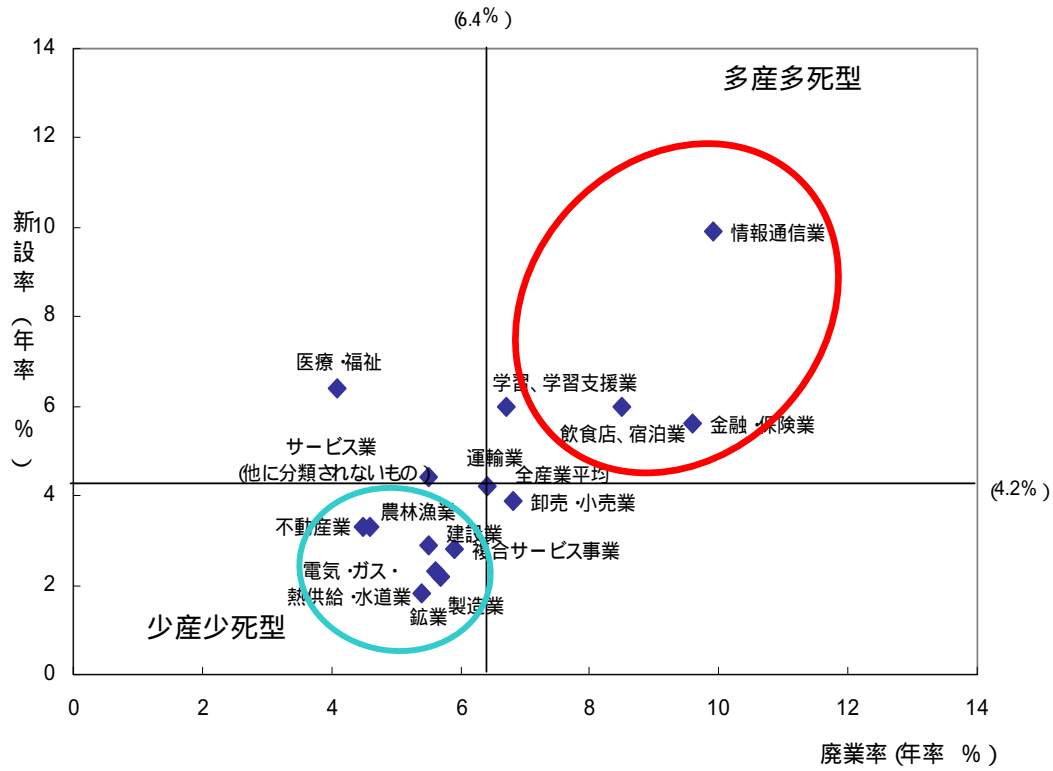
事業所の新設率(年率)は、「情報通信業」で9.9%の増加、「医療、福祉」で6.4%の増加などが高く、廃業率(年率)は「情報通信業」で12.6%と高く、「金融・保険業」でも9.6%と高い典型的な「多産多死型」の状況にある。他方、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業及び製造業などの新設率は1.8%から2.3%と低い状況にあり、「少産少死型」にあると言えよう。 図表 1 - 23 から図表 1 - 24 参照

図表 1 - 23 事業所数の新設率、廃業率(2004年) - 実数

産業大分類	新設率 (年率)	廃業率 (年率)
全産業	4.2	6.4
農林漁業	3.3	4.6
鉱業	1.8	5.4
建設業	2.9	5.5
製造業	2.2	5.7
電気・ガス 熱供給・水道業	2.3	5.6
情報通信業	9.9	12.6
運輸業	4.2	6.4
卸売・小売業	3.9	6.8
金融・保険業	5.6	9.6
不動産業	3.3	4.5
飲食店、宿泊業	6	8.5
医療、福祉	6.4	4.1
教育、学習支援業	6	6.7
複合サービス事業	2.8	5.9
サービス業 (他に分類されないもの)	4.4	5.5

図表 1 - 24 事業所数の新設率、廃業率（2004年） - グラフ

事業所の産業大分類別新設率及び廃業率（2004年）



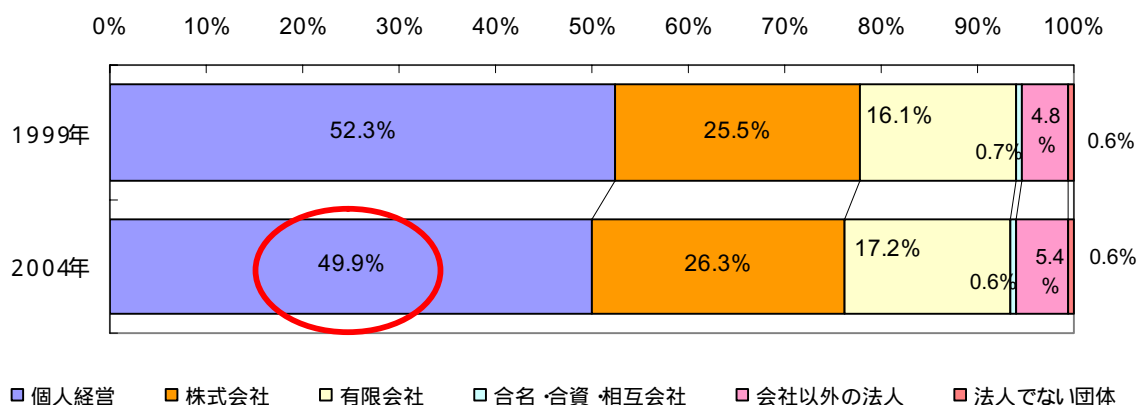
経営組織別では、「個人経営」の事業所が大きく減少し、初めて5割を切る。

経営組織別に事業所数を見ると、「個人経営」は285万9千事業所であり、事業所全体の49.9%の割合に減少している。他方、「法人」は283万7千事業所であり、事業所全体の49.5%の割合となっており、このうち「株式会社」は150万7千事業所で26.3%の割合となっている。1972年に比べ、「個人経営」は11.8%の減少となり、事業所全体に占める割合は統計調査が比較可能な1972年以来、初めて5割を下回る減少となっており、法人化率の増加傾向がみられる。 図表1-25から図表1-26参照

図表1-25 経営組織別事業所数の構成比(1999年,2004年)-実数

	1999年	2004年
個人経営	52.3	49.9
株式会社	25.5	26.3
有限会社	16.1	17.2
合名・合資・相互会社	0.7	0.6
会社以外の法人	4.8	5.4
法人でない団体	0.6	0.6

図表1-26 経営組織別事業所数の構成比(1999年,2004年)-グラフ



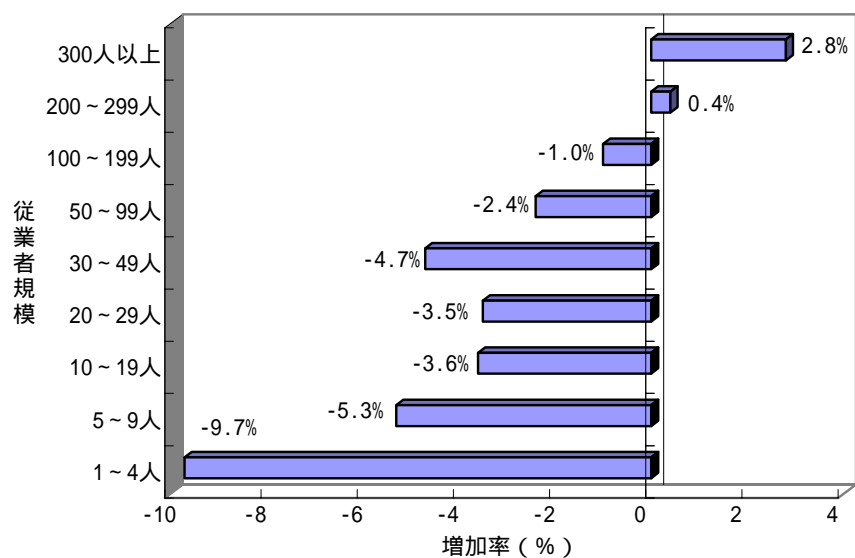
従業員規模別では、従業員数10人未満の規模で事業所数が大きく減少。

従業員規模別に事業所数をみると、小規模零細企業である「1～4人」規模が352万6千事業所(事業所全体の61.6%)、「5～9人」規模が109万9千事業所(事業所全体の19.2%)を占めている。これは、1999年に比べ、「1～4人」規模では9.7%の減少、「5～9人」規模が5.3%の減少などをはじめ、従業員規模が200人未満の全ての規模で減少する一方、「300人以上」の規模は2.8%増、「200～299人」規模は0.4%増となっている。 図表1-27から図表1-26参照

図表 1 - 27 従業者規模別事業所数の増加数（1999年～2004年） - 実数

従業者規模	増加率 (%)
1～4人	-9.7
5～9人	-5.3
10～19人	-3.6
20～29人	-3.5
30～49人	-4.7
50～99人	-2.4
100～199人	-1.0
200～299人	0.4
300人以上	2.8

図表 1 - 28 従業者規模別事業所数の増加数（1999年～2004年） - グラフ



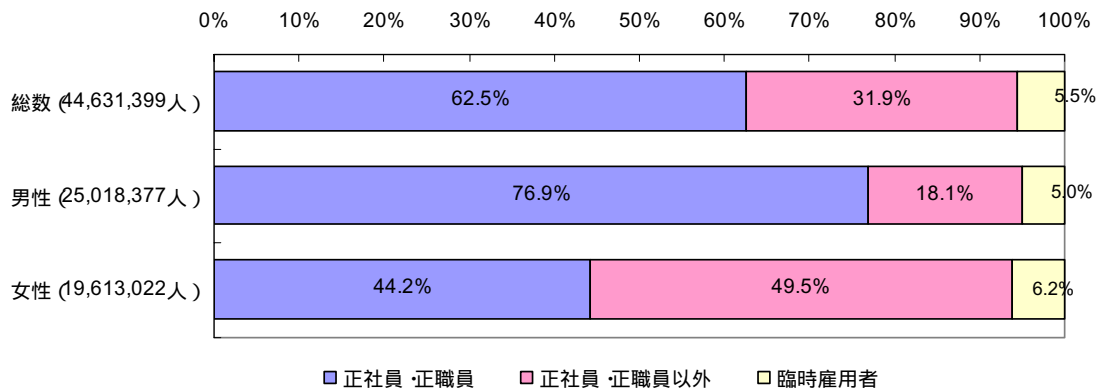
従業上の地位別では、女性の「正社員・正職員」よりパート・アルバイトが多い。

従業上の地位別に雇用者数をみると「正社員・正職員」は、2791万1千人であり、雇用者全体の62.5%、パート・アルバイト等などは1424万6千人であり、雇用者全体の31.9%、日々雇用などの「臨時雇用者」は247万4千人であり、雇用者全体の5.5%となっている。これは1999年に比べ、「正社員・正職員」は、11.0%の減少である一方、「正社員・正職員以外」は14.0%の増加、「臨時雇用者」は55.3%の増加となっている。 図表 1 - 29 から図表 1 - 30 参照

図表 1 - 29 雇用者の従業上の地位別割合 (2004 年) - 実数

	正社員・正職員	正社員・正職員以外	臨時雇用者
総数 (44,631,399人)	62.5%	31.9%	5.5%
男性 (25,018,377人)	76.9%	18.1%	5.0%
女性 (19,613,022人)	44.2%	49.5%	6.2%

図表 1 - 30 雇用者の従業上の地位別割合 (2004 年) - グラフ



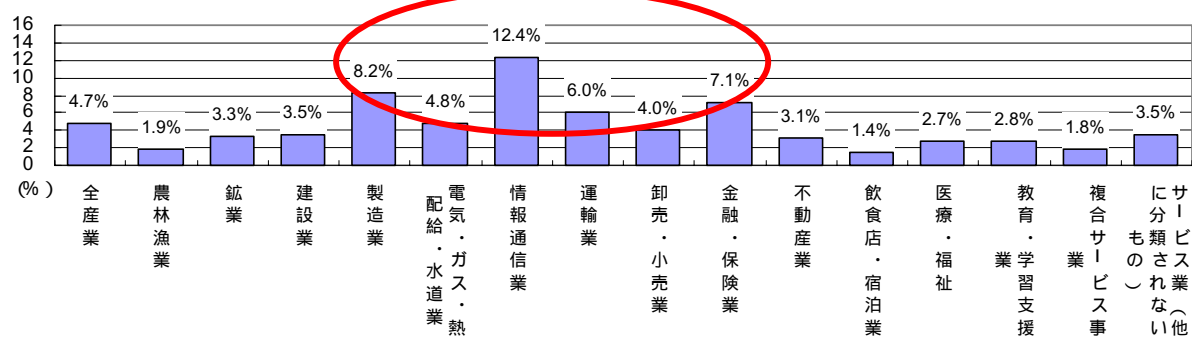
派遣・下請従業者の比率が高い「情報通信業」

「別経営の事業所からの派遣又は下請従業者」数は 243 万 5 千人で、従業者全体に対する比率は 4.7%となっている。また、派遣先事業所の従業者に対する比率が高い産業（大分類）は、「情報通信業」が 12.4%、製造業で 8.2%、金融・保険業で 7.1%となっている。 図表 1 - 30 から図表 1 - 31 参照

図表 1 - 30 産業別の派遣又は下請従業者の比率 (2004 年) - 実数

	比率 (%)
全産業	4.7%
農林漁業	1.9%
鉱業	3.3%
建設業	3.5%
製造業	8.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	4.8%
情報通信業	12.4%
運輸業	6.0%
卸売・小売業	4.0%
金融・保険業	7.1%
不動産業	3.1%
飲食店・宿泊業	1.4%
医療・福祉	2.7%
教育・学習支援業	2.8%
複合サービス事業	1.8%
サービス業 (他に分類されないもの)	3.5%

図表 1 - 31 産業別の派遣又は下請従業員の比率（2004年） - グラフ



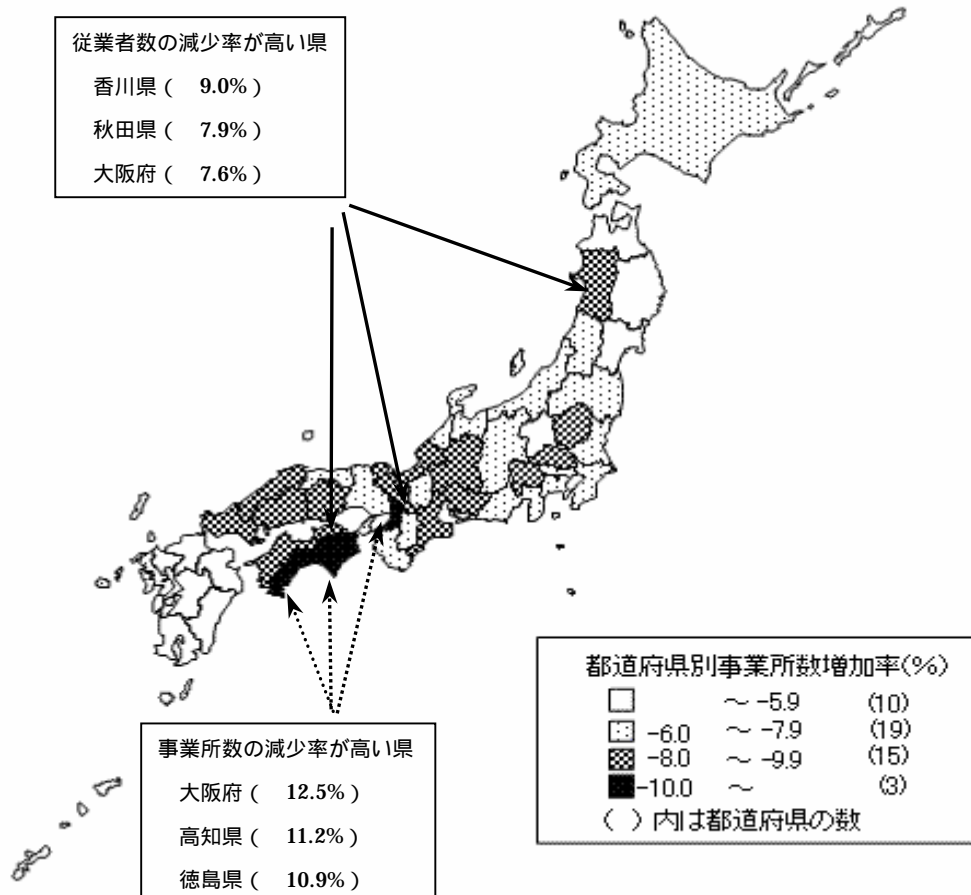
地域別では、全ての都道府県で事業所数が減少。

前節においては、1991年調査と2001年調査との10年間比較及び1991年調査と2004年調査の13年間比較について、事業所数の推移を都道府県別毎の地域別分析を示したところである。

ここでは、直近年次（2004年調査と1999年調査の比較）における事業所数の推移を都道府県別に見ることとする。それによると、事業所数は全ての都道府県で減少し、従業者数は沖縄県が3.2%の増加、東京都が2.0%の増加、及び奈良県0.4%の増加を除く道府県で減少している。減少率が高いのは、事業所数では大阪府の12.5%の減少、高知県の11.2%の減少、徳島県の10.9%の減少と続いている。図表1-32参照

また従業者数では、香川県が9.0%の減少、秋田県では7.9%の減少、大阪府でも7.6%の減少となっている。

図1-32 都道府県別事業所数増加率（1999年～2004年）



6. わが国における開業率に関する問題提起

現行の「事業所・企業統計調査」については、前項までで述べてきた問題点などを纏めると次のようなものが挙げられる。

1点目の問題点は、わが国の統計法に基づく指定統計であることから、「事業所・企業統計調査」の調査期間の基本が5年に1回の全数調査であり、その中間年である2年ないし3年おきに簡易調査(事業所の名簿作成)が実施される統計調査である等種々の統計制度上の制約から各種の問題点が存在することである。

次に、2点目の問題点は、新規開業企業の高い退出率の存在が指摘され、「事業所・企業統計調査」においては、1989年 - 1991年の調査以降、毎年4%を超えるような廃業率であり、調査期間内における企業の開業及び退出はカウントされず、新規開業企業の約2～3割の企業が参入後1年程度で退出することも言われている。したがって、現行の2年ないし3年おきに実施される統計調査では、その期間に実際に開業した企業数が把握されないで「モレ」が発生している可能性(高い開業直後の廃業率までも把握が不可)があることであり、本調査研究の「調査仮説」としているところでもある。

3点目は、「事業所・企業統計調査」が都道府県(さらに都道府県内の市町村毎に区割り1調査区内は概ね1人の調査員が60事業所(1調査区あたり概ね30事業所×2調査区を担当)の地域単位で実施され、約24万8000調査区を設定しており、2004年の事業所・企業統計調査においては、10万人を超える事業所・企業統計調査員が従事している現状である。

このため、個人企業の場合に調査年によって移転が開業、廃業としてデータ・カウントされるという問題点がある。現行の統計調査では、企業の移転(特に個人企業の引越し等の理由)がどの程度、開業率及び廃業率に影響を与えているのかについては、未だに現行の統計調査では明らかにされていないことである。

4点目は、事業所・企業統計調査に係る経費予算も近年莫大な金額(約80億円)にのぼっており、統計調査の経済効率性や新たな調査方法の導入などの意見等も出されるようになってきている。

5点目は、近年に飛躍的に発展しているIT産業や個人サービス等の開業率の把握、捕捉が困難な状況であるため、新たな産業構造の変化や最新の企業行動の実態をタイムリーに把握することができない統計調査になってきていると思われる。

【参考】わが国の開業率の定義及び開業率・廃業率の計算方法

(中小企業白書 2002 から抜粋)

毎年、中小企業白書においても全産業をベースとした開業率の把握で最もよく活用されているのが、総務省が実施する「事業所・企業統計調査」である。この調査は、わが国における事業所や企業をカバーする国の統計法に基づく指定統計であり、地域別、業種別等の事業所の存在状況とともに事業所の開設時期、会社については登記上の会社設立時期についても聞いている。

したがって、ある一定期間の開業率を把握するには、その時期の会社の新規設立と個人企業の新規開設を加えて期首の会社及び個人企業の総数で除算して算出する方法により開業率を算定している。

開業率：開業年次が前回調査から今回調査時点までの期間に属する企業数 / 前回調査時点の企業数 / 年数 (%)

企業廃業率：企業開業率 - 増加率

1.総務省「事業所・企業統計調査」に基づく1996年以前の企業の開業率・廃業率の計算方法(会社、個人、事業所ベースの開業率・廃業率の計算方法も同様)

- (1)1996年以前の総務省「事業所・企業統計調査」では企業数が開設時期別に分類されている。前回調査時点を含む開設時期区分とそれ以降の区分に属する企業数を、開設件数調査期間(前回調査時点を含む開設時期区分の期首から当該調査時点までの期間(月数))で割り、12を掛けて、年平均開業企業数を求める。
- (2)年平均開業企業数を前回調査時点における企業数で割り、開業率を求める。
- (3)前回調査時点の間に増加した企業数を調査間隔(月数)で割り、12を掛けて年平均増加企業数を算出する。
- (4)年平均開業企業数から年平均増加企業数を引いて、年平均廃業企業数を算出する。
- (5)年平均廃業企業数を前回調査時点における企業数で割り、廃業率を求める。

(例)1991年～1996年の企業の開業率・廃業率の求め方

1)年平均開業企業数 :143,375

総務省「1996年事業所・企業統計調査」の開設時期分類(第三巻会社企業編第5表参照)において、前回の調査時点(1991年7月1日)を含む開設時期区分は「1990年～1994年」である。この区分と「1995年以降」に属する企業数967,779を開設時期区分の長さである81か月(1990年1月1日～1996年10月1日)で除し、12を掛けて、年平均開業企業数を算出する。

$$967,779 \div 81 \times 12 = 143,375$$

2)開業率 2.7%

1)で求めた年平均開業企業数を前回調査時点(1991年7月1日)における企業数5,302,358で除し、開業率を算出する。

$$143,375 \div 5,302,358 \times 100 = 2.7(\%)$$

3)年平均増加企業数 :- 28,184

増加企業数(1991年7月1日から1996年10月1日の間に増加した企業数) - 147,968 を、調査間隔月数である63か月で除し、12を掛けて年平均増加企業数を算出する。

$$- 147,968 \div 63 \times 12 = - 28,184$$

4)年平均廃業企業数 :171,559

1)で求めた年平均開業企業数と3)で求めた年平均増加企業数の差を求め、年平均廃業企業数を算出する。

$$143,375 - (- 28,184) = 171,559$$

5)廃業率 3.2%

年平均廃業企業数を前回調査時点における企業数で除し、廃業率を算出する。

$$171,559 \div 5,302,358 \times 100 = 3.2(\%)$$

2.1996年～1999年における事業所ベースの開業率・廃業率の計算方法(会社、個人、企業ベースの開業率・廃業率の計算方法も同様)

(1)総務省「1999年事業所・企業統計調査」では事業所数が異動状況別に存続・新設・廃業に分類されている。

新設事業所数と廃業事業所数を、調査間隔(1996年調査時点(1996年10月1日)から1999年調査時点(1999年7月1日)までの期間(33か月/12=2.75年))でそれぞれ割り、年平均開業事業所数・年平均廃業事業所数を求める。

(2)それぞれを1996年時点における事業所数で割り、開業率・廃業率を求める。

3.最新の2004年「事業所・企業統計調査」についても、上記の例にならって開業率・廃業率を試算している。

これによると2001-2004の開業率は、4.2%と計算され、廃業率も6.4%となる。(図表1-16参照)